

(仮称) 対馬市市民基本条例(案)における地域との意見交換会

日 時：8月30日(火) 午後1時30分から午後2時45分まで

場 所：峰地区公民館

出席人数：53人

(市民：33人、検討委員会委員：9名、ワーキング部会員：7名、事務局：4名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より(仮称)対馬市市民基本条例(案)の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

- 第17条(行政評価)について、“対馬市事務事業評価委員会”の委員は市の職員か、又は一般の市民なのか。

(事務局)現在の事務事業評価委員は市職員だが、この条例ができることにより一般市民も加わることができるようになる。今後、そのようにシステムが変わっていくと考えられる。

- (仮称)対馬市市民基本条例制定の必要性は説明で理解できたが、来年4月1日に条例が制定され施行されても、市民が動かなければ何も変わらないのではないかと。条例が市民に浸透するまで時間がかかるのではないかと。

(事務局)市民の皆様に条例を広く理解してもらうため、来年、基本条例講演会を行う。また、この条例についてのパンフレットを作成し、各世帯へ配布する予定としている。行政用語が分かりづらいという声もあるため、できるだけ行政用語は省き、分かりやすい形で作成したいと考えている。

《条例(案)に対する意見等》

- 対馬市民として、すばらしい条例制定に向けて努力して欲しいし、一市民として積極的に取り組んで行きたい。
- 市民を主役に考えて下さった分かりやすい条例でした。生活に希望がわいてくるようでした。私達1人1人自分のできる範囲内で何か小さい事からでも取り組んでいき、対馬づくりをしたいです。
- 人口減少の中、いかに市民と行政が一体となって取り組みができるか真剣に討議し、わかりやすい条例として評価できると思う。
- 市役所の職員は電話に出るときに課名は言っても自分の名前を言わない方が多い。中には言ってる人もいる。
- 正直言うと、今日の意見交換会があるまでこの条例について知らなかった。自分のようにこの条例の広報活動を知らずに条例を知らなかった人、この条例で恩恵を受けなければならない人への周知徹底をしてほしい。また、合併して数年経つが、未だに住民の

中に旧町意識が強く、“対馬はひとつだ”と言ってもその考え方が残っている限り、ひとつにはなれないと思う。

《具体的な要望》

- 市有財産の管理について、旧三根小跡地の適正な管理を早急に行っていただきたい。
(例：不法投棄の車等)

